

新座市告示第 247 号

新座市都市公園条例（昭和 52 年新座市条例第 32 号）第 24 条に規定する使用料（駐車場に限る。）及び新座市大和田水辺の丘公園臨時駐車場管理要綱（令和 8 年新座市告示第 97 号）第 4 条に規定する駐車料金の収納事務について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間、指定納付受託者として、次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 / 日

新座市長 並 木

傑



神奈川県横浜市港北区菊名七丁目 3 番 22 号

アマノマネジメントサービス株式会社

代表取締役 中丸 幸夫